

1 障害福祉計画について

障害福祉計画については、第2期計画の作成に向けて、これまで各自治体において、第1期計画期間の実績や地域における諸課題等を踏まえつつ作成委員会の開催等により必要な作成作業を行うようお願いしてきたところである。

また、平成21年1月8日付けで、第2期計画の作成のための基本指針の一部改正を告示したところである。

今後は第2期計画作成に向けた仕上げの時期にかかる自治体が多数と考えられるため、引き続き必要な作業を行うこととともに、特に都道府県においては、市町村の取組状況を的確に把握し、市町村との調整及び市町村計画の作成支援を行うようお願いしたい。

2 障害者自立支援給付支払等システムについて

平成21年4月の報酬改定に伴い、国民健康保険団体連合会において運営している障害者自立支援給付支払等システム及び当該システムとデータの送受信を行う各自治体システム等の改修が必要となる。

システム改修に必要な資料としては、既に平成21年1月13日付け事務連絡によりインターフェイス仕様書の変更点（案）をお示しするとともに、サービスコード表（案）については、先般の障害保健福祉関係主管課長会議においてお知らせしたとおり、1月下旬を目途にお送りすることとしているため、これらの資料等をもとに、システム改修について遺漏なきようよろしくお願いしたい。

また、報酬改定に対応した障害者自立支援給付支払等システムの稼働予定等については、平成21年2月20日に各都道府県国民健康保険団体連合会及び都道府県担当職員合同会議を開催しご説明することとしているため、関係職員の出席等よろしくお取りはからい願いたい。

3 特別児童扶養手当・特別障害者手当等の額について

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当については、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」及び昭和60年の「国民年金法等の一部を改正する法律」附則（経過的福祉手当）の規定に基づいて、毎年度、消費者物価指数の上昇又は低下に応じ、手当額を改定することとされている。

平成17年度以降、「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」の規定に基づき、物価が上昇した場合には、手当額を据え置き、物価が下落した場合には、物価スライドにより引き下げることにより、段階的に特例措置分（△1.7%）を解消することとなっており、現在は本来額と比べ1.4%かさ上げされた状態になっている。

平成20年の全国消費者物価指数の確定は今月末日頃の予定であるので、手当額の改定の有無及び改定となる場合の内容については、確定次第ご連絡する。

4 特別障害給付金制度の周知について

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として特別障害給付金を給付する措置が平成17年4月1日から施行されているところであるが、その一層の周知徹底を図るため、各都道府県及び市区町村を通じ引き続き制度の周知・広報をお願いしたい。

また、特別障害給付金制度の更なる周知を図るために、福祉関係施設や事業者、医療関係者、民生委員、障害者団体等、日頃障害者と接する機会の多い方々を通じた周知についても特段のご協力をお願いしたい。

5 障害者自立支援調査研究プロジェクトについて

(1) 事業の目的

障害者自立支援法を核として、障害者の就労支援、地域移行、地域生活支援等を推進し、障害者の自立を支援するためには、地域における様々な工夫や取組を積み上げ、その普及を図ることが必要不可欠である。

このことから、本プロジェクトは、そのような地域における工夫や取組について調査研究を行い、普及を図ることを目的とする事業に対して所要の助成を行い、もって、障害者に対する保健福祉サービスの一層の充実及び障害福祉計画の推進に資することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

- ① 都道府県又は市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）
- ② 厚生労働省所管の公益法人等関係団体又は厚生労働大臣が特に必要と認めた団体

(3) 事業の内容

① 補助対象事業

障害者や障害福祉サービス事業者等の置かれている状況等を勘案し調査研究が必要と認められるテーマを選定し、広く調査研究の実施団体を公募する。

応募のあった事業については、外部有識者等で構成される「障害者自立支援調査研究プロジェクト推進委員会」において審査を行い、適当と認められた事業について採択を行う。

【平成20年度の指定テーマ】

- 1 新体系ビジネスモデル研究事業
- 2 新体系サービスの質の向上を目指した研究開発事業
- 3 相談支援の機能強化を図るための調査研究事業
- 4 自立支援協議会運営活性化推進事業
- 5 障害者の地域生活移行を推進するための調査研究事業
- 6 発達障害者の地域支援を効果的に行うための調査研究事業
- 7 精神障害者の円滑な地域移行のための地域体制整備に関する調査研究事業
- 8 精神科医療の機能強化に関する調査研究事業
- 9 地域生活支援事業等の効果的な実施方法の推進及び今後のサービスのあり方に関する調査研究事業

- 10 利用人員が10人に満たない小規模作業所の新体系への移行に向けた体制整備を図るための調査研究事業
 - 11 福祉用具（支援機器）の開発及び機器の使用による支援のあり方に関する調査研究事業
 - 12 情報コミュニケーション支援のあり方に関する調査研究事業
 - 13 障害者の芸術文化活動の普及と作品の評価向上に関する調査研究事業
 - 14 災害等緊急時の障害者支援の充実、強化に関する調査研究事業
- ② 補助率
定額（10／10）

（4）その他

- ① 平成21年度事業費
13億円（平成20年度：25億円）
- ② 平成21年度事業の公募
平成21年度の募集テーマについては、現在検討中であるが、2月中には公募を開始することを予定している。決定次第、厚生労働省ホームページにおいて公表する。

<企画課自立支援振興室>

1 地域生活支援事業の円滑な実施等について

(1) 地域生活支援事業費補助金に係る平成21年度予算案について

地域生活支援事業費補助金については、平成21年度予算案において平成20年度予算額400億円に対し、重点課題推進枠により40億円(+10%)を増額し、440億円を確保したところである。

地域生活支援事業は、地方分権の流れを踏まえ、各自治体が自ら創意工夫を活かし、柔軟な形態で効率的・効果的な事業展開が可能な仕組みとしており、また、交付された補助金は、各自治体の裁量で個々の事業に配分することができるなど、その裁量が最大限発揮できる「統合補助金」としている。

各自治体におかれては、このような地域生活支援事業の特性を踏まえ、引き続き、地域の実情や障害者等のニーズを踏まえた効率的・効果的な事業展開をお願いする。

なお、「障害者就業・生活支援センター事業」については、平成21年度より地域生活支援事業から移替し、単独事業として実施することとしている。

(連絡事項：障害福祉課分を参照)

(2) 平成21年度における地域生活支援事業費補助金の配分方法について

地域生活支援事業費補助金の配分方法について、これまで人口割と事業実績割による配分としてきたところであるが、平成21年度においては、基本的には従前の配分方法の考え方を維持しつつ、新たに、先般の社会保障審議会障害者部会の報告書を踏まえ、重点課題推進枠による40億円を活用することにより、①地域の個別事情や②地域生活支援事業として重点的に取り組む施策にも配慮した配分方法を検討しており、具体的な取扱いは、今後、お示しすることとしている。

(3) 地域生活支援事業費補助金の補助対象経費の見直しについて

平成21年度においては、補助金の効率的配分の観点から補助対象経費の明確化を行うこととしている。例えば、タクシー券やガソリン券の交付などの金銭的な給付を行う事業を「その他の事業」に位置づけている自治体が認められるが、これらの多くは、従前、自治体単独の事業として実施されてきたものであると認識している。更に最近一部の自治体で障害者に交付されたはずのタクシー券が、いわゆる金券ショップで販売されていたとの報道がなされたが、必ずしもそのすべてが交付目的とした事業に確実に充てられたかが不明瞭である。

このようなことから、移動支援事業やコミュニケーション支援事業等の必須事業に対して国庫を優先的に配分する観点から、今後、このような事業は地域生活支援事業費補助金の補助対象経費ではないことを明確化することとしたので、了知されたい。(なお、自治体単独の事業として実施することまでも否定するものではない。)

(4) 必須事業未実施市町村に対する支援について

地域生活支援事業の実施状況を見ると、未だ必須事業が未実施となっている市町村が見受けられるので、各都道府県におかれては、速やかに事業化が図られるよう管下の必須事業未実施の市町村に対する御支援をお願いするとともに、必須事業未実施の市町村におかれては、近隣市町村と連携してサービス提供者の育成・確保に取り組むなど、引き続き、必須事業の事業化に努められたい。

(5) 移動支援事業の適正な実施について

昨年、移動支援事業について、

- ① 架空のサービス提供実績に基づく請求
- ② 実施主体が定めたガイドヘルパーの資格要件を満たさない者によるサービス提供

といった不適正な事案があった旨の報告が一部の自治体から寄せられたところであるが、このような事態が生じたことは誠に遺憾である。実施主体である市町村におかれては、事業者に対して適正に事業が実施されているか点検を行うとともに計画的に指導を実施するなど、移動支援事業の適正な実施に努められたい。

併せて、移動支援事業以外の地域生活支援事業についても、適正な実施が確保されるよう、よろしく願います。

(6) コミュニケーション支援事業、移動支援事業等における低所得者の利用料について

本事業に係る利用料を求めるにあたっては、従来の利用者負担の状況や個別給付における利用者負担状況等を十分に踏まえ、低所得者のサービス利用に支障が生じないようお願いする。

(7) コミュニケーション支援事業の推進について

コミュニケーション支援事業については、未だ実施していない市町村が約3割となっている状況にある。この事業については、実施主体が市町村であるため市町村圏域を越えた手話通訳者の派遣等に課題があることから、派遣事業等の広域利用に対応できる体制づくりについて検討する事業を今回の第2次補正予算案における基金事業のメニューの中に「コミュニケーション支援広域支援検討事業（仮称）」として、追加したところである。

各都道府県におかれては、補正予算が成立した場合には、これを有効に活用し、広域利用体制を整備するとともに、併せて、未実施市町村の解消を進めることにより、コミュニケーション支援事業の推進を図られるようお願いする。

また、コミュニケーション支援事業の円滑な実施には人材の養成が重要であ

ることから、今般通知した「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」（平成21年1月8日障企自発第0108001号）に基づき、計画的な養成研修事業の実施による人材の養成、資質の向上を図られるようお願いする。

（8）日常生活用具給付等事業について

日常生活用具給付等事業については、各市町村の積極的な取り組みにより、平成19年度実績でほぼ100%の実施率に達しているところである。

一方で、本事業については、事業費も高額となっているとともに、年々増加傾向にあり、安定した事業運営を図るためには、事業実施上の効率化が必要である。

実施主体である市町村におかれては、過去に国が定めた価格や方法にとらわれることなく、例えば、ストーマ装具の購入価格を複数事業者で競争させた上で指定事業者を決定するなど、より効率的な事業の執行に努められたい。

（9）小規模作業所の新体系への移行のための支援について

いわゆる小規模作業所については、サービスの質の向上及び事業の安定的な運営を図る観点から、新体系への移行を促進しているところである。今回の第2次補正予算案による基金事業の延長等により、これまで平成18年度の特別対策のメニュー事業として実施されてきた支援策について、各自治体からの要望を踏まえ、引き続き実施することとしているので、補正予算が成立した場合には、積極的に活用されたい。

なお、先般の社会保障審議会障害者部会の報告書にある「地域活動支援センターのより少人数で活動可能な形態」については、現在検討しているところであり、具体的な内容が固まりしだいお示しする予定である。

2 障害者の社会参加の促進について

（1）障害者IT総合推進事業について

情報バリアフリー化の推進については、「障害者基本計画（平成14年12月閣議決定）」に基づき、平成20年度からの5年間に重点的に取り組むべき課題をまとめた「重点施策実施5か年計画（平成19年12月25日障害者施策推進本部決定）」において、ITの活用により積極的に推進することとされている。

各都道府県におかれても、障害者のITの利用・活用の機会拡大を図り、社会参加を一層推進するため、地域におけるIT支援の総合サービス拠点となる障害者ITサポートセンターの設置・運営や、パソコンボランティア養成・派遣等を総合的に行う「障害者IT総合推進事業」の一層の充実お願いするとともに、未実施の県においては、積極的に事業化されたい。

(2) 視聴覚障害者への情報提供体制について

視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援については、より一層の充実が求められており、様々な取組が必要とされている。

特に、全都道府県での設置を目指している聴覚障害者情報提供施設は、聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援の地域における拠点施設として重要な役割を担っていることから、その積極的な活用が期待されているところであるが、現状では、全国で38施設（政令市を含む）の設置に留まっている。

未だ聴覚障害者情報提供施設が設置されていない道府県においては、本事業の重要性をご理解いただき関係機関、関係団体等との連携を図り、早期に設置されるようお願いする。

(3) 盲ろう者向け福祉施策について

視覚及び聴覚に併せて障害を持つ盲ろう者に対して、通訳・介助員の派遣を行う「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」については、盲ろう者が社会参加するためには不可欠であることから、これまでも重ねて事業の実施をお願いしてきたところである。これまで未実施道県を対象に社会福祉法人全国盲ろう者協会が独立行政法人福祉医療機構の助成を活用して暫定的に実施してきた通訳・介助員の派遣事業が平成20年度で終了することから、未実施道県におかれては、関係団体と連携し、本事業の早急な実施をお願いする。

(4) 障害者スポーツ、文化芸術活動の振興について

障害のある人もない人も共にスポーツや文化芸術活動に参加することは、国民の障害への理解と認識をさらに深めるものであるので、各都道府県におかれては、関係機関・団体及びスポーツや文化、教育等の担当部局と連携のうえ、各種大会等の開催やスポーツ指導員の養成、選手団の派遣等に、引き続き、ご配慮をお願いする。

また、第2次補正予算案による基金事業のメニュー事業の一つとして地域における障害者スポーツの裾野を広げるための取組を行う事業を追加したところであり、各都道府県におかれては、補正予算が成立した場合には、この事業の積極的な活用をお願いするとともに、障害者スポーツへ国民の理解を促進するため、広報誌等を活用した普及啓発の推進をお願いする。

なお、昨年在北京パラリンピックを契機とした、障害者スポーツについての国民的な高まりを踏まえ、平成21年度予算案において1.8億円を増額し、新たに、世界大会でのメダル獲得に向けたトップレベル競技者に対する特別強化プランを日本パラリンピック委員会（財団法人日本障害者スポーツ協会の内部組織）において行うこととしている。

平成21年度の主な大会等は、次のとおりである。

- ア 「2010年バンクーバーパラリンピック競技大会」への選手団派遣・選手強化
バンクーバー（カナダ）において開催される標記の大会については、日本パ

ラリンピック委員会が中心となり、日本代表選手団の派遣及び国内強化合宿を実施する予定である。

(開催期間：平成22年3月12日(金)～21日(月))

イ 「第21回デフリンピック夏季大会台北大会」への選手団派遣・選手強化

台北(台湾)において開催される標記の大会については、日本パラリンピック委員会が中心となり、日本代表選手団の派遣及び国内強化合宿を実施する予定である。

(開催期間：平成21年9月5日(土)～15日(火))

ウ 「東京2009アジアパラユース競技大会」の開催

平成21年度は、パラリンピックアジアユース大会が我が国(東京都)で初めて開催されることとなっている。

(開催期間：平成21年9月8日(火)～15日(火))

<大会概要>

- ・参加者の年齢 1990年～1995年生まれの選手
- ・参加国(予定) APC加盟20ヵ国以上
- ・参加人員(予定) 1,000人(選手700人、スタッフ300人)
- ・実施競技 陸上競技、ボッチャ、ゴールボール、水泳、卓球
(公開競技：車いすテニス)

エ 「第9回全国障害者スポーツ大会(トキめき新潟大会)」の開催

平成21年度は、新潟県において、標記の大会の開催を予定している。

(開催期間：平成21年10月10日(土)～12日(月))

オ 「第9回全国障害者芸術・文化祭 静岡大会」の開催

平成21年度は、静岡県において、標記の大会の開催を予定している。

大会の詳細については、後日連絡する予定であるので、その際には、大会の周知、作品の募集等についてご協力をお願いします。

カ 「国際障害者交流センター」の活用

「国連・障害者の十年」の記念施設である「国際障害者交流センター(愛称：ビッグ・アイ)」は、障害者の国際交流、重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流、障害者の芸術・文化の発信などの機能を発揮し、障害者の社会参加を促進することを目的としている。

障害者の芸術・文化及び国際交流活動の充実・振興を図る各種イベントを開催するほか(※詳細についてはセンターHPを参照)、様々な行事や研修等を実施することが可能な多目的ホールや会議室、宿泊室を備えているので、施設

の積極的な利用並びに関係機関への周知をお願いする。

また、災害時に障害者への支援をサポートするボランティアリーダーを養成する「災害支援ボランティアリーダー養成研修事業」についても、積極的な参加並びに関係機関への周知をお願いする。

【国際障害者交流センター】

所在地：大阪府堺市南区茶山台1-8-1

T E L：072-290-0900

F A X：072-290-0920

U R L：<http://big-i.jp/>（※）

（５）行政機関における障害者への配慮について

行政機関における障害者への配慮については、福祉分野のみならず、様々な分野において、ご対応いただいているところであるが、障害を理解し、障害特性に応じた適切な対応が可能となるように、新任研修などの機会を活用して、積極的な職員教育等の実施をお願いする。

特に、視聴覚障害者については、窓口での対応や行政情報の提供の際に、点字や音声、手話等を用いる必要があるため、引き続き実施する予定である基金事業「視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業」での情報支援機器の整備や手話通訳者の設置等により、円滑な対応に努められるようお願いする。

[参考] 内閣府HP

- 「公共サービス窓口における配慮マニュアル」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/manual.html>

- 「共生社会をみんなで作るために」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/shukan/kyousei.html>

3 その他

（１）補装具について

ア 補装具費の基準額の改定について

H21年度の補装具費の基準額の改定は、義肢、装具、座位保持装置製作に係る人件費相当分のプラス改定等を予定しているところである。

詳細については、後日お示しする予定である。

イ 義肢装具等完成用部品について

義肢、装具、座位保持装置の製作に使用する完成用部品については、今年度

内に発出する予定である「障害者自立支援法に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について（障害保健福祉部長通知）」において、機能別に細分化してお示しする予定である。公費の効率的な活用を図る観点から、同等の機能を有する部品にあっては、特別な理由がない限り費用対効果を考慮した部品の選択を促すよう、管内の身体障害者更生相談所等への周知をお願いする。

ウ 補装具判定等の資質向上について

今回の第2次補正予算案による、基金事業のメニュー事業の一つとして、「福祉機器相談基盤整備事業（仮称）」を追加したところである。

本事業は、各更生相談所における補装具判定に必要な見識を高めるための資質向上研修等の開催に係る経費を助成するものであり、各都道府県政令市の更生相談所におかれては、補正予算が成立した場合には、本事業を活用し、更生相談所職員はもとより補装具意見書作成医療機関の職員も含め、関係職員の資質の向上に努められたい。

エ 補装具費（補聴器）の支給の適正化について

昨年、補装具費（補聴器）の支給について、市町村の支給決定よりも安価な補聴器を購入したにもかかわらず、支給決定どおりの費用を請求するといった不適正な事案があった旨の報告が一部の自治体から寄せられたところであるが、このような事態が生じたことは誠に遺憾である。実施主体である市町村におかれては、事業者に対して適正に事業が実施されているか点検を行うとともに計画的に指導を実施するなど、適正な事業運営の確保をお願いしたい。

（2）「低料第三種郵便に係る証明事務」について

「低料第三種郵便に係る証明事務」については、一部の障害者団体を利用して制度を悪用した広告会社等によるダイレクトメールの郵送が行われているとの報道がなされ、昨年12月9日に当室より事務連絡を発したところであるが、これまで承認を受けている団体に対しては、引き続き適正な取扱いについて指導を行っていただくとともに、今後、新たに心身障害者団体であること等の証明の申請があった場合には、承認する団体に対して心身障害者用低料第三種郵便制度の承認条件の適正遵守についての周知をお願いする。

<企画課監査指導室>

1 平成21年度における障害保健福祉行政事務指導監査の実施について

障害福祉サービス事業者等に対する指導監査については、かねてから格段のご協力を賜っているところであるが、平成21年度における障害保健福祉行政事務指導監査においては、近年における行政動向、当省、各都道府県、政令指定都市及び中核市の指導監査の結果並びに障害福祉サービス事業者等で発生した不祥事案等の現状を鑑み、障害福祉サービス利用者等に対する適切な処遇を確保し、関係法令・通知に基づく適正かつ厳正な執行を図る観点から、特段のご配慮をお願いしたい。

さらに、障害者自立支援法に基づく行政事務指導監査の実施においては、制度の周知、定着並びに関係法令・通知に基づく制度の適正かつ厳正な運営の確保という観点から、特段のご配慮をお願いしたい。

(1) 障害者自立支援法に基づく指導監査

障害者自立支援法に基づく指導監査にあたっては、同法に基づく制度の円滑かつ適正な運営が求められていることから、都道府県等においては、障害福祉サービス事業者等及び管内市町村に対する指導監査の実施にあたって、指定事業者等による適切なサービス提供、制度の円滑な施行に重点を置いた指導を実地に行うとともに、制度の周知について特段のご配慮を願いたい。

また、当省においては、都道府県・市町村・事業者等への必要な助言、情報の提供及び調査等について別途実施計画等を定め実施することとしているので、実施にあたっては円滑に実施できるよう特段のご配慮を願いたい。

(2) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務に対する指導監査

特別児童扶養手当等の支給事務に対する指導監査については、制度の適正な執行・運営を確保するため、請求書受理事務、支給要件審査(障害程度認定を含む。)、受給資格喪失時点の確認等に主眼をおいて、原則として2年に1回以上実施されたい。

また、当省が行う行政事務指導監査については、別途実施計画等を定め実施することとしているので、指導監査が円滑に実施できるよう特段のご配慮を願いたい。

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関する行政事務指導監査

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関し、当省が行う行政事務指導監査については、別途、重点事項を定め実施することとしている。

平成21年度における当該指導監査は、引き続き、公衆衛生関係行政事務指導監査として実施し、併せて、都道府県及び指定都市において行っている精神科病院に対する実地指導の検証を実施することとしているので、関係部局との連携を密にし、指導監査が円滑に実施できるよう特段のご配慮を願いたい。

<障害福祉課>

1 利用者負担の軽減措置について

現在、特別対策や緊急措置により実施している利用者負担の軽減措置については、平成21年4月以降も継続して実施することとした。また、平成21年7月より、軽減措置を適用するために設けている「資産要件」の廃止や、「心身障害者扶養共済給付金」の収入認定からの除外により更に負担軽減を図ることを予定しているので、制度の周知等について御配意いただきたい。(資料参照)

2 障害者の就労支援について

(1) 障害者の就労支援の強化・充実について

障害者の就労支援については、障害者自立支援法の大きな柱の一つであるが、昨年12月に取りまとめられた社会保障審議会障害者部会の報告書においても、一般就労への移行支援の強化や就労継続支援A型への移行促進、工賃引き上げの充実など、就労支援の充実を図るべきとされたところである。

これを踏まえ、本年4月に予定している報酬改定についても、就労支援の強化・充実を図る観点から、一般就労への移行・定着の実績をきめ細かく評価することや、就労継続支援において手厚い就労支援体制や、重度者への支援に着目した評価を行うなどの見直しを図ることとしている。

また、報酬による対応のほか、延長・積み増しする障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業により、就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業や、一般就労・職場定着促進支援事業、離職・再チャレンジ支援助成事業、目標工賃達成助成事業、及び就労継続支援A型への移行促進事業について、新たに事業化することとしているので、これらの積極的な活用を図り、就労支援の推進に取り組まれない。

(2) 工賃倍増5か年計画の推進について

障害者が地域で自立した生活をするため、一般企業での就労や、福祉施設での工賃の引き上げを図ることが必要である。

このため、各都道府県において策定した「工賃倍増5か年計画」に基づき、事業の実施を進めていただいているところであり、厚生労働省としても、同計画に基づき都道府県が実施する経営コンサルタントや企業OBの派遣等により、企業経営の手法の活用や新たな商品開発・作業効率の向上等を図ることで、障害者の工賃水準を引き上げるよう、支援を行っているところである。平成21年度においてはこれに加え、今回一般就労に向けた職業指導員等の研修を新たに実施し、一般就労への移行を促進するための福祉施設等への支援を行うこととしている。

また、就労移行支援事業者、就労継続支援事業者等が、工賃等の水準の向上を図るため、設備整備等を行う場合の借入金にかかる債務保証料に対する